

Ⅱ 図書館関係の通知・通達等

1 社会教育法及び図書館法に関する照会について

昭和25年12月27日 委社第819号
福島県教育委員会あて
文部省社会教育局長回答

問1 社会教育法第21条第1項の「市町村」とは、法第5条により市が特別区を含む以外は、地方自治法第1条にいう普通地方公共団体としての市町村と解すべきか、又地方公共団体の組合をも含むものと解すべきか。

もし、前者とすれば、公民館は組合立では設置することができないと解されねばならないと思うがどうか（法第21条第2項参照）

又後者とすれば、それはいかなる根拠に基くか承りたい。

2 図書館法第11条にいう「市町村」の場合も前項と同様の疑義があるのであつて、公立図書館は、一般に地方公共団体の設置するものであることは、法第10条によつて明らかであるが設置、廃止及び設置者変更の報告に限つて市町村のみとされた理由をいかに解すべきか。

組合立図書館の場合、当該組合は設置、廃止及び設置者変更について報告の義務を負わないと解してよろしいか。

3 図書館法附則第5項にいう「職員」とは、雇傭人を含むものと解してよろしいか。もしよろしいとすればその理由について承りたい。

職員とは、教育委員会法第66条にいう職員と同じであり、地方自治法にいう「吏員」と同一の内容を有するものと解し、雇傭人は含まないと解するかどうか。

4 同法附則第11項の場合、地方自治法施行のとき官吏でなかつたものは新しく法に基く辞令をだすべきだと考えるがこれについてどう措置すべきか承りたい。

答1 社会教育法第21条第1項の規定は公民館を設置することが、普通地方公共団体たる市町村の事務であることと規定したものであるが、同時に、市町村は地方自治法第284条の規定によつて、必要に応じて、組合を作つて事務を共同処理する権限を与えられている。従つて社会教育法第21条第1項の「公民館は市町村が設置する」には市町村が単独で公民館を設置する場合及び組合を作つて公民館を設置する場合の両者があり得ると解釈できる。

以上の理由によつて市町村の組合が設置する公民館は法的に認められ市町村立公民館と同一の取扱いを受けるものであること。

2 図書館法第11条の規定は、同法第3条、第7条、第8条に規定に徴しても明らかである通り、都道府県教育委員会が当該都道府県内の図書館活動を促進助成するために常に的確な行政施策が講ぜられなければならないので管内図書館の事情についてその実態を把握する必要があるため設定されたものであること。

また市町村の組合の設置する図書館については答1と同様の解釈がとられるのでその設置報告の義務については図書館法第11条の規定が適用されるものであること。

3 図書館法附則第5項にいう職員には雇傭人を含むものであること。

地方自治法及び教育委員会法にいう職員には従来解釈に従つて雇傭人を含まないものとされているが、図書館職員は、現在非常に僅少で今後の新しい図書館を運営するためには、相当多数の職員を必要とする関係から従来職員の解釈では十分でないので暫定有資格者となる職員の範囲を便

宜上ひろげたものである。

なお、地方公務員法が成立したので国家公務員法に準じて吏員、雇傭人の別なく公務員とされることとなると思われるから従来の職員の解釈は是正されることとなろう。

- 4 図書館法附則第11項に規定する官吏以外の職員については別段辞令は必要としないこと。

なお、図書館職員の辞令様式は従来のそれと変つたので新しい様式によつてこれらの職員の辞令を出すことは差し支えない。(昭和25年10月12日附文化施第454号参照)

2 司書講習の相当科目単位認定について

昭和26年1月11日 文社施第562号
国、公、私立大学長あて
文部次官通達

図書館法施行規則(昭和25年9月6日文部省令第27号)附則第3項の規定による司書講習の相当科目の単位認定については、下記のとおりあつかわれるようお願いします。

記

様式(略)

備 考

- (1) 科目は、図書館法施行規則第4条の科目名を記載すること。
- (2) 単位は、前記科目について単位数を記載すること。
- (3) 相当科目名は、大学において開講した前記科目に相当する科目名を記載すること。
- (4) 担当教授名は、前記相当科目を担当教授した教授又は講師氏名を記載すること。
- (5) 講義は、教授時間と、講義期間を記載すること。
なお、講義期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までと記載すること。
- (6) 受講者氏名は、前記講義を受講した学生の氏名を記載のこと。

3 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部事務次官通達〕

4 その他の事項

(1) 社会教育委員

市町村の社会教育委員には、諮問的機能のほか、教育委員会の委嘱により青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を行わせることができることとされた。

このことは青少年教育の重要性にかんがみとられた措置であり、その適切な運用が望まれるが、委嘱にあたっては、教育委員会の会議で委嘱事項を特定し、これを明示するとともに、社会教育委員の行う助言と指導にあっても、社会教育関係団体に対して行う場合には、その求めに応じて行うものであることに留意することとされたい。

(2) 委員の報酬

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員については、従前、報酬が支給されなかったのであるが、今回の改正により、今後は地方公共団体の他の委員と同様に、地方自治法203条の規定が適用されるので、報酬が支給されることになる。従って、すみやかに条例でその報酬の額及び支給方法等と定めるようにされたい。

4 社会教育法等の一部を改正する法律及び同法施行令等の一部を改正する政令等の施行について（抄）

〔昭和34年4月30日 文社社第283号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局通達〕

3 委員の報酬について

社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員及び博物館協議会委員に報酬を支給することとする改正に伴い、地方公共団体においては、地方自治法第203条第3項の規定により、すみやかに条例で、その報酬の額および支給方法を定めるとともに、所要の財源措置等必要な措置を講じなければならないが、その際、社会教育委員等の職務の重要性について十分に配慮するとともに、地方公共団体の他の諮問機関の委員等と均衡を失しないように留意すること。

なお、社会教育委員の報酬支給に伴う財源措置は、地方交付税において措置することとしている。

5 司書講習の修了証書の交付について

昭和36年4月11日 文社施第141号

国公立大学事務局長（短期大学を含む）、都道府県教育長あて
文部省社会教育局長通知

このことについては、昭和35年度後期（昭和35年10月1日～36年3月31日）分以降、下記のように処理したいと思いますので御了承のうえ貴管下に周知くださるようにお取りはからいください。

記

- 1 図書館法第5条第1項第3号により、司書補として3ヵ年以上の経験年数を要すると規定されている者が、司書講習を受講し所定の単位を履修した場合には、当該講習の修了時まで経験年数が3ヵ年に満たないときにも修了証書を交付するものとする。
- 2 上記の者については、修了証書表記の「司書の資格」が生じていないので、別紙のとおり裏書き（捺印）した修了証書を交付する。
- 3 この裏書き（捺印）のある修了証書の交付を受けた者の司書資格は、所属長（図書館長等）による3ヵ年以上の勤務経験を有することを証する証明書を、当該修了証書に添えることによって明らかにされるものである。
- 4 講習の実施大学においては、講習終了後なるべくすみやかに上記該当者（司書補の資格で受講した者）分についても一般の修了者分と併せて修了証書の交付申請の手続をとるものとする。

修了証書の裏書（捺印）の様式

表記の者の資格は、図書館法第5条第1項第3号の規定により、3年以上司書補（国立国会図書館又は大学の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む）として勤務した経験を有した後に生ずるものとする

（参考資料）司書講習の修了証書の交付申請について

昭和28年8月21日 文社施第366号

各国公立大学事務局長、各都道府県教育長あて
文部省社会教育局長通知

昭和26年度以降の司書講習において受講資格が司書補（図書館法附則第4項の規定による司書補を含む。以下司書補という。）として受講したのものには所定単位を修得した場合でも修了証書が交付されておられません。これらのもののうち、本年7月29日以降に3ヶ年の図書館経験年数を生じたものは司書となる資格があるので修了証書を交付いたします。

については、下記参考のうえ貴管下に周知の上申請書を取りまとめ、来る9月30日までに送附して下さるようお願いいたします。なお、9月30日以降に3ヶ年の経験年数を生じたものについては、その都度申請して下さるようお願いいたします。

記

1 対 象

司書補の資格で司書講習を受講し、3ヶ年の図書館経験年数のあるもの、但し経験年数の起算点は法附則第4項の規定による司書補については昭和25年7月30日、司書補講習を受講の司書補については受講大学の所定単位修得認定書の日附とする。

2 提出期日

昭和28年9月30日

3 提出先

文部省社会教育局社会教育施設課（東京都千代田区霞ヶ関3の4）

4 申請書様式（略）

6 図書館法に基づく図書館協議会の法的性格について

〔昭和40年9月6日 委社第59号〕
東京都教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長回答

照 会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項に基づき設置する図書館協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関と解してよいか。

回 答

お見込みのとおり。

7 司書講習の受講資格について

昭和40年12月15日 国社第65号
防衛庁教育局長あて
文部省社会教育局長回答

回 答

陸軍士官学校卒業者は、図書館法施行規則第21条第2号の規定により司書講習の受講資格を認める。
(ただし大正10年以前の入学者については従来どおりとする)

8 司書資格証明書交付のとり止めについて

昭和42年1月24日 文社第47号
各関係大学長（短期大学を含む）あて
文部省社会教育局長通知

文部省では従来から、大学において図書館に関する科目を履修したものに司書の資格証明書を発行交付してきましたが、図書館法第5条の規定では大学において図書館に関する科目を履修した者は当然司書の資格を有することになっていきますので任命権者が採用時において司書の資格を確認する際の便宜等のため発行してきたこの司書資格証明書は今後は事務手続き改善のため、とり止めることにいたしました。

については、下記の点おふくみのうえ遺漏のないようお取り扱いくださるようお願い申し上げます。

記

大学において図書館に関する科目を履修したのものには、当然司書としての資格が発生するが、これを明らかにする必要がある場合は司書任用希望者は、任命権者（都道府県および市町村の教育委員会等図書館の管理機関）に対して大学が発行する卒業証明書および図書館に関する科目の単位取得証明書を提出すること。

参考条文（図書館法）

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

2 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

9 許可，認可等の整理に関する法律の施行について

昭和42年8月14日 文社社第255号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長通知

このたび、許可，認可等の整理に関する法律（昭和42年法律第120号）が昭和42年8月1日に公布，即日施行され，文部省関係の許認可事項についても整理が行なわれました。

整理の大要については，文部省大臣官房長より各都道府県教育委員会教育長あて昭和42年8月1日付け文総審第99号で通達されましたが，なお，社会教育法，図書館法の一部改正に関し，細部については下記事項に留意のうえ管下市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに，適切に指導されるようお願いいたします。

記

- 1 従来，社会教育法第25条および第26条ならびに図書館法第11条および第24条の規定により，市町村または法人が設置する公民館，図書館の設置，廃止，設置者変更に関しては，その都度，都道府県教育委員会に対し，届出または報告を行なうこととされていたが，今後は2以下による取り扱いをすることを前提として，このたび当該規定を廃止することにより，市町村または法人は，上記の届出，報告を要しなくなり，また，都道府県教育委員会においては，設置，廃止等のたびごとに報告，届出を受理し，整理する必要がなくなり，事務が簡素化されたこと。
- 2 都道府県教育委員会が公民館，図書館に対する指導，助言，援助を適切に行なうためには，公民館の設置，廃止，設置者変更の場合のみならず，管理，運営の全般にわたってつねにその実態を把握しておく必要があること。
都道府県教育委員会は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号，第48条第2項第6号，および第54条第2項によつて公立の公民館，図書館に関し，また，民法第67条によつて民法法人立の公民館，図書館に関し調査等を行なう権限を有しているのでこれにより必要な実態把握をするものとする。
なお，これに応じて，このたび社会教育法第6条第1号が改正され，都道府県教育委員会の事務として公民館，図書館の設置，管理に関する調査および指導に関する事務を行なうことが明確にされたこと。
- 3 文部省では従来から実態調査等により全国の公民館，図書館の実態把握につとめてきたが，今回の改正によつてこの方針は変わるものではないこと。
- 4 従来は，社会教育法第25条第2項および第26条第2項ならびに図書館法第11条第2項および第24条第2項の規定により，設置，廃止，設置者変更の報告，届出等に関し必要な事項は，都道府県教育委員会規則で定めることとされていたのも，今回当該規定が廃止されたこと。ただし，都道府県教育委員会が，上述の実態調査等を行なうため，手続等を定めることをさまたげるものではないので，今後は，適宜，必要な定めを行なつたうえ，実態把握に万全を期すようにされたいこと。

10 図書館法施行規則の一部改正について

昭和43年4月20日 文社社第85号
各国公私立大学長あて
文部省社会教育局長通知

このたび、図書館法施行規則の一部を改正する省令が、別添のとおり昭和43年3月29日文部省令第5号をもって公布され、昭和43年4月1日から施行されました。

今回の改正は、司書の講習について改善を図るもので、改正の要点およびその取り扱いは、下記のとおりでありますので、今後の事務処理等についてよろしく申し上げます。

記

- 1 司書講習の受講資格に関し、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者または高等専門学校を卒業した者は、司書講習を受けることができることとし、司書補となる資格を有する者が司書講習を受ける場合には、2年以上の司書補（国立国会図書館、大学または高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）としての勤務経験を必要とすることとしたこと。

この改正は、司書講習の受講資格を短期大学卒業程度にそろえ、講習の能率的かつ円滑な実施を図るものであるが、これによって大学在学中のものも受講することができるようになること。

- 2 図書館活動の発展に即して司書の資質の向上を図るため、司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し、司書となる資格を得るためには、次の表の甲群のすべての科目の単位ならびに乙群および丙群の科目の単位のうちからそれぞれ2科目以上2単位以上、計19単位以上を修得しなければならないこととしたこと。

（次の表）略

（科目の内容は、別紙Ⅰのとおりである。）

- 3 司書講習の受講者が、既に大学において司書講習の科目に相当する単位を修得している場合における講習科目の単位の修得の免除については、従来附則第3項に規定されていたが、本則事項として第4条第2項に規定したこと。

なお、大学において修得した単位であって司書講習の科目の単位に相当するものの認定は、従来「司書講習の相当科目単位認定について」（昭和26年1月11日 文社施第562号国、公、私立大学長あて文部次官通達）に基づいて行なっていたが、今後、図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、別紙Ⅱの様式により、書類を提出すること。

- 4 司書および司書補の講習の修了証書を与える者を、文部大臣から講習を行なう大学の長に改めたこと。またこれに伴い、講習を行なう大学の長が修了証書を授与したときは、その者の氏名を文部大臣に報告しなければならないこととしたこと。

- 5 その他所要の経過措置等を定めたこと。

別 添（略）

11 図書館が重度身体障害者に貸し出す図書の郵送について

昭和51年1月23日 国社第7号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省社会教育局長通知

このたび、郵便規則（昭和22年通信省令第34号）の一部が改正され、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が重度身体障害者を対象として郵便による図書の貸出業務を行う場合には、身体障害者用書籍小包郵便物として別添のとおり取り扱われることになり、このほど、その周知方について郵政省郵務局長から依頼がありましたのでお知らせします。

ついては、管下の図書館に対し、周知方よろしく願います。

（別添）郵便法及び郵便規則の一部改正について（依命通達）（抄）

昭和51年1月20日 郵郵業第10号
郵政局長，沖縄郵政管理事務所長，郵便局長あて
郵務局長，経理局長名

5 身体障害者用書籍小包郵便物に関する規定の創設

図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）において重度身体障害者との間に郵便による図書の閲覧の業務が行われる場合には、次により料金の割安な身体障害者用書籍小包郵便物として取り扱われる道が開かれたこと。（則第39条の2）

（注1） 図書館法第2条第1項の図書館は、地方公共団体、日本赤十字社又は公益法人が設置するもの（学校図書館を除く。）である。

（注2） 重度身体障害者としては、公職選挙法上、郵便による在宅投票が認められる程度のものを予定している。

（1）発受届の提出

ア 身体障害者用書籍小包郵便物を発受しようとする図書館は、あらかじめその所在地の郵便物配達受持郵便局に、付録様式第6の6による届出を提出しなければならないこと。（則第39条の3）

この場合において、発受届には、郵便による図書の閲覧業務に関する資料を添付しなければならないこととされているが、その資料としては、郵便による図書の閲覧業務を行う旨の根拠法令（条例、規則、定款等）、貸出手続、閲覧者名簿（整備された後でもよい。）等を提出させること。

イ 郵便局が発受届を受理したときは、その旨を地方郵政局を經由して本省郵務局業務課へ報告すること。

（2）差出し方

身体障害者用書籍小包郵便物は、発受届をした郵便局に差し出さなければならないこと。（則第39条の4）

(3) 身体障害者用書籍小包郵便物の包装方等

身体障害者用書籍小包郵便物は、書籍小包の例によつて開封とし、その表面のみやすい所に次の区分に従つて記載等して差し出さなければならないこととされたこと。(則第39条の5)

ア 図書館から差し出されるもの

図書館用書籍小包の文字を記載すること。

イ 図書館にあてて差し出されるもの

図書館から送付を受けた次の文字を記載した票符をはり付けること。

| |
|------------------|
| 図書館用書籍小包 図書館名 |
|------------------|

なお、図書館において大郵袋票札に類するあて名札（裏面を活用するもの）を使用して返送されるような場合には、そのあて名札に「図書館用書籍小包」なる旨の表示があれば、票符のはり付けは要しないものとする。

(参考) 郵便規則 (抄)

[昭和22年12月29日 逓信省令第34号]

② 前項の郵便物には、その表面の見やすい所に次の区分に従い、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 書籍小包郵便物 書籍小包の文字

2 身体障害者用書籍小包郵便物

イ 図書館から差し出されるもの 図書館用書籍小包の文字並びに図書館の名称及び所在地

ロ 図書館にあてて差し出されるもの 図書館用書籍小包の文字

12 図書館法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示の公示等について

[平成8年9月6日 文生学第180号
各国公私立大学長、放送大学長あて 文部省生涯学習局長通知]

このたび、平成8年8月28日文部省令第27号をもって、別添1のとおり図書館法施行規則の一部を改正する省令が制定・公布され、また、同日文部省告示第149号をもって、別添2のとおり司書及び司書補の講習において履修すべき科目の単位の修得に相当する勤務経験及び資格等を定める告示が公示されました。これらは、いずれも平成9年4月1日から施行・適用されます。

今回の省令の改正及び告示の制定は、去る平成8年4月24日の生涯学習審議会社会教育分科審議会報

告「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について」に基づくものです。その趣旨は，第一に図書館が時代の要請に応じ，住民の学習ニーズ等に適切に対応し，情報化をはじめとする社会の急速な変化に的確に対応できるようにするために，図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補の資質の向上に向け，養成内容の改善・充実を図ること，第二に生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から，資格取得方法の弾力化を図ることです。その概要等，並びに改正前の図書館法施行規則第4条第2項に基づき司書講習の相当科目の単位の認定を受けている科目の単位の再認定及び経過措置については下記のとおりですので，十分御留意の上，今後の事務処理等に関し遺漏のないようお願いいたします。

記

I 省令の改正及び告示の概要等

1 司書

- (1) 図書館活動の発展に即して，司書の資質の向上を図るため，司書講習の科目の編成を新しくするとともに単位数を増加し，司書となる資格を得るためには，次の表の甲群のすべての科目の単位及び乙群の科目の単位のうちから2科目2単位以上計20単位以上を修得しなければならないこととしたこと（各科目のねらいと内容は別添3のとおり）。

（次の表） 略

- (2) 生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から，司書の資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる次の勤務経験及び資格等を適正に評価することとし，相当する分野の科目の単位を修得したものとしたこと。

（次の勤務経験及び資格等） 略

2 司書補

- (1) 図書館活動の発展に即して，司書補の資質の向上を図るため，司書補講習の科目の編成を新しくし，司書補となる資格を得るためには，次の表のすべての科目の単位を修得しなければならないこととしたこと（各科目のねらいは別添4のとおり）。

（次の表） 略

- (2) 生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から，司書補の資格取得のための専門知識の修得として適当と思われる次の勤務経験及び資格等を適正に評価することとし，相当する分野の科目の単位を修得したものとしたこと。

（次の勤務経験及び資格等） 略

3 経過措置等

改正前の図書館法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により司書又は司書補の講習を修了した者は，改正後の図書館法施行規則（以下「新規則」という。）の規定により講習を修了したもののみなし，再度講習を受ける必要はないこと。

また，旧規則の規定に基づく講習において，一部の科目の単位を修得した者については，この省令の施行日後3年以内の講習において講習を修了する場合には，当該科目の単位を，新規則のこれに相

当する科目の単位とみなすこと。旧規則の科目の単位で、新規則の科目の単位に相当するものは、別添5及び別添6のとおりである。

なお、該当者は、平成9年度から平成11年度までの講習において講習を修了しない場合、平成12年度以降は、旧規則により修得した科目の単位は無効となるので注意されたいこと。

4 勤務経験の証明

各機関における勤務経験の証明は、所属長等がおおむね別添7の様式において行うこと。

II 新規則第4条第2項に基づく司書講習の相当科目の単位の認定

図書館法施行規則第4条第2項の規定による司書講習の相当科目の単位の認定に関しては、従来「図書館法施行規則の一部改正について」（昭和43年4月20日文社社第85号各国公私立大学長あて文部省社会教育局長通知）に基づいて行っていたが、今後は、以下の書類を提出すること。

- (1) 趣旨書
- (2) 開設学部・学科と開設時期、受講者数の予測
- (3) 開講科目一覧
- (4) 科目の概要
- (5) 担当教員の履歴書、教育研究業績書、就任承諾書、所属長の承諾書（就任承諾書、所属長の承諾書については、申請時に当該大学に在職していない教員についてのみ提出すること）
- (6) 施設と設備
- (7) 学則の新旧対照表（認定に関する部分）
- (8) 新学則
- (9) その他別に定めるもの

また、認定を受けた内容が変更となる場合は、変更となる部分について改めて認定を受けること。なお、担当教員に係る変更については報告をすること。

III 旧規則第4条第2項に基づき司書講習の相当科目の単位の認定を受けている科目の単位の再認定及び経過措置

(1) 大学における新規則による相当科目への移行に関する経過措置

- ① 引き続き司書講習の相当科目の開設を希望する大学は、原則として平成9年3月31日までに、開設を予定している全科目の単位について新規則による相当科目の単位の認定を受け、平成9年4月1日をもって移行すること。
- ② ①によることができない大学は、平成10年3月31日までに、開設を予定している全科目の単位について新規則による相当科目の単位の認定を受け、平成10年4月1日をもって移行すること。
- ③ 平成10年4月1日までに新規則による相当科目へ移行することのできない大学は、平成12年3月31日までは旧規則による相当科目を開設することができること。

(注) 新規則による相当科目への移行は全科目一斉に行い、一部の科目のみを新規則による相当科目へ移行することはできない。

(2) 旧規則による相当科目の単位を修得することにより資格を取得する者に関する経過措置

- ① 旧規則による相当科目の一部の単位を修得した者については、平成12年3月31日までの間においては、別添5により、旧規則による相当科目の単位を、新規則による相当科目の単位とみなすこと。

なお、同日までに資格を取得するのに必要なすべての科目の単位を修得しない場合においては、旧規則による相当科目の単位は平成12年4月1日をもって無効となること。

- ② (1)②の大学及び(1)③の大学においては、それぞれ平成10年3月31日及び平成12年3月31日までの間は、旧規則による科目の単位の修得をもって、資格の取得に必要な科目の単位を修得したものとみなすこと。

別添 1・2 (略)

別添 3

司書の講習科目のねらいと内容

| 科目名・単位数 | ね ら い | 内 容 |
|-------------------------|---|---|
| 必修科目 生涯学習概論 〔1単位〕 | 生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。 | 1) 生涯学習の意義 2) 生涯学習と家庭教育, 学校教育, 社会教育 3) 生涯学習関連施策の動向 4) 社会教育の意義 5) 社会教育の内容・方法・形態 6) 社会教育指導者 7) 社会教育施設の概要 8) 学習情報提供と学習相談の意義 |
| 図書館概論 〔2単位〕 | 図書館の意義, 図書館の種類, 図書館の機能・課題・動向, 図書館政策, 関係法規, 図書館と類縁機関等との関係について解説する。 | 1) 図書館の意義 (生涯学習と図書館, 社会の変化と図書館を含む) 2) 図書館の種類 3) 図書館の機能と課題 (館種別) 4) 図書館の動向 (図書館の現状と歴史, 情報技術の図書館への影響, 外国の図書館事情を含む) 5) 図書館行政 (図書館政策, 図書館法, 社会教育法, 地方自治法, 著作権法等を含む) 6) 他の図書館及び類縁機関等との関係 (図書館相互協力・ネットワークを含む) 7) 図書館の自由, 図書館関係団体等 |
| 図書館経営論 〔1単位〕 | 生涯学習社会における図書館という視点を重視して, 図書館経営にかかわる組織, 管理・運営, 各種計画について解説する。 | 1) 図書館経営の在り方 2) 自治体行政と図書館 (他部局等との関係を含む) 3) 図書館の組織と管理・運営 4) 図書館長・館員の責務及び養成・研修 (ボランティアの養成・活用を含む) 5) 図書館サービス計画の意義と方法 (各種調査, 広報を含む) 6) 図書館の整備計画と施設, 設備, 備品 7) 図書館業務・サービスの評価 8) 情報ネットワーク形成の意義と方法 (類縁機関等との連携を含む) |
| 図書館サービス論 〔2単位〕 | 利用者と直接関わる図書館サービスの意義, 特質, 方法について解説するとともに各種サービスの特質を明らかにする。 | 1) 図書館サービスの意義と種類 (貸出, 読書案内, 情報サービス, 利用者援助, 教育・文化活動など) 2) 利用者理解と利用対象別サービス (多文化サービスを含む) 3) 図書館サービスと著作権 4) 図書館サービスとボランティア 5) 図書館サービスの協力 (他の図書館, 関連機関との連携・協力等) |

| 科目名・単位数 | ね ら い | 内 容 |
|-----------------------|---|---|
| 情報サービス概説 〔2単位〕 | 図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等について総合的に解説する。 | 1) 情報サービス一般の広がりとは図書館が行う情報サービスの位置付け 2) 図書館における情報サービスの意義と種類（レファレンスサービス、レフェラルサービス、カレンダーアウェアネスサービス等） 3) 情報及び情報探索行動についての基本的理解 4) レファレンスプロセス（レファレンス質問の受付から回答まで、マニュアル検索とコンピュータ検索を含む） 5) 情報検索サービスの方法・プロセス・評価 6) 主要な参考図書、データベースの解説と評価 7) 参考図書及びその他の情報源の組織（二次資料の作成にも触れる） 8) 各種情報源の特質と利用法 |
| レファレンスサービス演習 〔1単位〕 | 参考図書その他の情報源の利用や作成、レファレンス質問の回答処理の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。 | 1) レファレンスサービスの方法と実際 2) 参考図書評価の実際 3) レファレンスコレクション構築の実際 4) インフォメーションファイルの編成の実際 5) 二次資料作成の実際 6) レファレンスインタビュー・質問回答の実際 |
| 情報検索演習 〔1単位〕 | データベースの検索の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。 | 1) データベース検索の実際（オンラインの他、オンディスクの演習も含む） |
| 図書館資料論 〔2単位〕 | 図書館資料全般の特質を論じ、その出版と流通、選択、選書ツール、保存管理について解説する。新しいメディアの特質やその利用等についても触れる。 | 1) 情報と資料、資料の種類とその特質（資料の歴史、一次資料・二次資料についても触れる） 2) 資料の出版と流通（外国事情にも触れる） 3) 蔵書構築の方針・評価（資料選択の基準を含む） 4) 選書ツールの利用法 5) 資料の受入・除籍・保存・管理（紙の劣化防止、共同保管等を含む） 6) 新しいメディアの収集、整理、利用等及び留意点 |
| 専門資料論 〔1単位〕 | 人文科学、社会科学、自然科学・技術の各分野における知識の構造と資料との関係についての理解を図るために、それぞれの分野の資料の特性とその分野を代表する資料について解説する。 | 1) 専門分野の特性 2) 主題文献の特性と種類 3) 主要な一次・二次資料 |
| 資料組織概説 〔2単位〕 | 資料組織の意義・目的と方法、図書館資料の組織化について解説し、併せてコンピュータ目録については言及する。 | 1) 書誌コントロール・資料組織の意義、資料組織と利用者 2) 目録の意義・機能・種別、目録規則の解説と適用（主題目録形成を含む） 3) 分類の意義、日本十進分類法（NDC）等の解説と適用 4) 件名標目表の解説と適用 5) コンピュータ目録の意義と構成、管理・運用（書誌ユーティリティの利用を含む） 6) 機械的処理の方法（情報処理機器の種類と概要を含む） |

| 科目名・単位数 | ね ら い | 内 容 |
|---------------------------|---|--|
| 資料組織演習 〔2単位〕 | 資料組織の演習を通して、実践的な能力の養成を図る。 | 1) 目録記入・資料分類・件名目録作成の実際 2) 書誌ユーティリティ利用の実際 3) データの収集と編集, データの入力・加工 |
| 児童サービス論 〔1単位〕 | 児童を対象とする各種のサービス, 児童室の運営, 児童図書等について総合的に解説する。併せてヤングアダルトサービスについても解説する。 | 1) 児童室サービスの意義及びその企画・立案 2) 児童室の運営 3) 集会・展示サービス 4) 児童サービスの実際と技術 (ストーリーテリング, 読み聞かせ, ブックトーク等) 5) 児童図書の収集・整理, 利用上の留意点 6) 児童資料の特色と主要な資料の解説 7) ヤングアダルトサービスの意義及びその企画・立案等 8) 学校図書館等との連携・協力 |
| 必修科目 小計18単位 | | |
| 選択科目 図書及び図書館史 〔1単位〕 | 図書の形態, 印刷, 普及, 流通等に関し歴史的に概説し, 併せて図書館の歴史的発展について解説する。 | |
| 資料特論 〔1単位〕 | 郷土資料, 行政資料, 視聴覚資料などの各種資料の特質を論じ, その生産と流通, 評価, 選択・収集, 利用等について解説する。 | |
| コミュニケーション論 〔1単位〕 | インターパーソナルなコミュニケーションを中心に, 現代におけるコミュニケーションの特性とその概要について解説する。 | |
| 情報機器論 〔1単位〕 | 各種情報機器の機能, 種類, 利用等について解説する。 | |
| 図書館特論 〔1単位〕 | 図書館における今日的な諸課題について取り上げ解説する。 | |
| 選択科目 小計2単位 | | |
| 合 計 20単位 | | |

別添 4

司書補の講習科目とねらい

| 科目名・単位数 | ね ら い |
|----------------------|---|
| 生涯学習概論 〔1単位〕 | 生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る。 |
| 図書館の基礎 〔2単位〕 | 図書館の意義、種類、機能及び図書館の組織、運営、計画等について基礎的事項を中心に解説し、併せて図書館員の責務、図書館協力、図書館の課題・動向、図書館の歴史、図書館政策、関係法規等についても言及する。 |
| 図書館サービスの基礎 〔2単位〕 | 図書館サービスの意義、特質、方法や図書館における情報サービス等について基礎的事項を中心に解説し、図書館サービスと著作権にも言及する。 |
| レファレンスサービス 〔1単位〕 | レファレンスの意義、レファレンス質問の受付から回答に至るレファレンスプロセス、レファレンスコレクション構築等の情報源の組織について解説する。 |
| レファレンス資料の解題 〔1単位〕 | 参考図書のほか、電子形態やマイクロ形態の二次資料を中心に、その種類と特質を解説し、代表的なレファレンス資料を解題する。 |
| 情報検索サービス 〔1単位〕 | 情報検索サービスの意義、方法等や情報検索の実際等について解説する。 |
| 図書館の資料 〔2単位〕 | 図書館の資料全般について、その特質を論じ、出版と流通、選択と蔵書構築、保存管理と利用方法等について解説する。 |
| 資料の整理 〔2単位〕 | 図書館における資料組織の意義・目的と方法について基礎的事項を中心に解説する。 |
| 資料の整理演習 〔1単位〕 | 図書、視聴覚メディアの各資料の整理・組織化について演習を行い、実践的な能力の養成を図る。 |
| 児童サービスの基礎 〔1単位〕 | 児童を対象とする各種のサービス、児童室の運営、児童図書等について解説し、併せてヤングアダルトサービスについても解説する。 |
| 図書館特講 〔1単位〕 | 図書館業務に係る基礎的な内容や、図書館における今日的な諸課題について広く取り上げ解説する。 |
| 合 計 15単位 | |

別添 5

経過期間における旧規則による科目の単位と新規則による科目の単位の読替えについて（司書）

1 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

| 新規則による科目 | 単位数 | 旧規則による科目 | 単位数 |
|--------------|-----|-------------|-----|
| 生涯学習概論 | 1 | 社会教育 | 1 |
| 図書館概論 | 2 | 図書館通論 | 2 |
| 図書館サービス論 | 2 | 図書館活動 | 2 |
| 情報サービス概説 | 2 | 参考業務 | 2 |
| レファレンスサービス演習 | 1 | 参考業務演習 | 1 |
| 情報検索演習 | 1 | 情報管理 | 1 |
| 図書館資料論 | 2 | 図書館資料論 | 2 |
| 資料組織概説 | 2 | 資料目録法 | 2 |
| | | 資料分類法 | 2 |
| 資料組織演習 | 2 | 資料目録法演習 | 1 |
| | | 資料分類法演習 | 1 |
| 児童サービス論 | 1 | 青少年の読書と資料 | 1 |
| 図書及び図書館史 | 1 | 図書及び図書館史 | 1 |
| 資料特論 | 1 | 資料整理法特論 | 1 |
| コミュニケーション論 | 1 | マスコミュニケーション | 1 |
| 情報機器論 | 1 | 視聴覚教育 | 1 |

2 (1) 大学が、新規則の「資料組織概論」の相当科目を分割して解説する場合において、開設する科目のうち旧規則の「資料目録法」又は「資料分類法」に該当する部分であるとして文部大臣が認めた科目（以下「新資料目録法」「新資料分類法」という。）の単位については、旧規則の「資料目録法」の単位を修得した者は「新資料目録法」の単位を、旧規則の「資料分類法」の単位を修得した者は「新資料分類法」の単位を、それぞれ修得したものとみなす。

(2) 新規則の「資料組織演習」と旧規則の「資料目録法演習」及び「資料分類法演習」の読替えについても(1)と同様とする。

3 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

| 新規則による科目 | 単位数 | 旧規則による科目 | 単位数 |
|----------|-----|-----------------|-----|
| 専門資料論 | 1 | 人文科学及び社会科学の書誌解題 | 1 |
| | | 自然科学と技術の書誌解題 | 1 |
| 図書館特論 | 1 | 図書館の施設と設備 | 1 |
| | | 社会調査 | 1 |

（備 考）新規則の「図書館経営論」に相当する旧規則の科目はない。

別添 6

経過期間における旧規則による科目の単位と新規則による科目の単位の読替えについて（司書補）

1 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

| 新規則による科目 | 単位数 | 旧規則による科目 | 単位数 |
|-------------|-----|----------|-----|
| 生涯学習概論 | 1 | 社会教育 | 1 |
| 図書館サービスの基礎 | 2 | 閲覧と貸出 | 2 |
| レファレンス資料の解題 | 1 | 参考書解題 | 1 |
| 図書館の資料 | 2 | 図書整理法 | 2 |
| | | 視聴覚資料 | 1 |
| 資料の整理 | 2 | 図書の目録と分類 | 3 |
| 資料の整理演習 | 1 | | |

2 次の表の右欄に掲げる旧規則による科目のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

| 新規則による科目 | 単位数 | 旧規則による科目 | 単位数 |
|----------|-----|----------|-----|
| 図書館特講 | 1 | 製本と修理 | 1 |
| | | 複写技術 | 1 |
| | | ジャーナリズム | 1 |
| | | 速記法 | 1 |

3 次の表の右欄に掲げる旧規則によるイ群の科目及びロ群のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、左欄に掲げる新規則による科目の単位を修得したものとみなす。

| 新規則による科目 | 単位数 | 旧規則による科目 | 単位数 |
|----------|-----|-----------|-----|
| 図書館の基礎 | 2 | イ 群 図書館概論 | 1 |
| | | ロ 群 図書館統計 | 1 |
| | | 図書館史 | 1 |
| | | 図書館施設 | 1 |

（備考）新規則の「レファレンスサービス」「情報検索サービス」「児童サービスの基礎」に相当する旧規則の科目はない。

別添 7

勤 務 証 明 書

氏 名

上記の者は、本 _____ に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

| 期 間 | 職 名 | 職 務 内 容 |
|---------------------------|-----|---------|
| 自 年 月 至 年 月 (年 か月) | | |
| 自 年 月 至 年 月 (年 か月) | | |

平成 年 月 日

所属長職・氏名

印

(注) 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校附属図書館の職員で司書補に相当する職員として勤務していた者については、職務内容欄にその旨記入すること。

13 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

平成20年6月11日 20文科生第167号
各都道府県教育委員会等あて
文部科学事務次官通知

第169回国会（常会）において成立した「社会教育法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、別添1のとおり、平成20年6月11日、平成20年法律第59号として公布され、一部を除き、同日より施行されました。なお、改正法附則第1項により、大学における図書館に関する科目を文部科学省令で定めることに関する事項については、平成22年4月1日より施行されることになります。

また、この改正法の公布及び施行に伴い、関係する省令及び告示について、同日付けで所要の規定の整備を行ったところです。

これら省令の施行及び告示の実施は、改正法の施行日である平成20年6月11日からとなります。

改正の概要、主な改正条文の趣旨及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理を願います。

なお、改正法並びに改正した省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、教育基本法の改正（平成18年12月）を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。

第二 改正の内容

I 改正法の概要（平成20年法律第59号）

1 社会教育法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

- ① 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。
- ② 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。
- ③ 教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。
 - (i) 家庭教育に関する情報の提供に関する事務
 - (ii) 情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務
 - (iii) 主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務

- (iv) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校，社会教育施設
その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務
- (v) 社会教育に関する情報の収集，整理及び提供に関する事務
- イ 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第32条及び第32条の2 関係）
公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととすること。
- ウ 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外（第13条関係）
地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について，当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には，社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって，これに代えることができることとすること。
- エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大（第9条の4 関係）
社会教育主事となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として，司書，学芸員等，学校や社会教育施設における一定の職を加えること。
- オ その他（第9条の3 関係）
 - ① 社会教育主事は，学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には，その求めに応じて助言を行うことができることとすること。

2 図書館法の一部改正関係

- ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）
 - ① 図書館が行う事項として，社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。
 - ② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに，図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。
- イ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等（第7条の2から第7条の4まで関係）
 - ① 文部科学大臣は，図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め，これを公表することとすること。
 - ② 図書館について，1のイと同様の改正を行うこと。
- ウ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第5条及び第7条関係）
 - ① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を，文部科学省令で定めることとすること。
 - ② 司書となる資格を得るために必要な実務経験について，1のエと同様の改正を行うこと。
 - ③ 司書補の学歴要件を，大学に入学することのできる者とする。
 - ④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は，司書及び司書補に対し，その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること。
- エ その他（第3条関係）
 - ① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について，「電磁的記録」を含むことを明示すること。

3 博物館法の一部改正関係（第3条及び第21条関係）

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

① 博物館が行う事業として、2のアの①と同様の改正を行うこと。

② 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第9条及び第9条の2関係）

博物館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上（第5条及び第7条関係）

① 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

② 学芸員及び学芸員補の研修について、2のウの④と同様の改正を行うこと。

エ その他（第2条関係）

① 博物館が収集・展示等を行う「博物館資料」について、2のエの①と同様の改正を行うこと。

4 施行期日等

ア この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2のウの①に定める事項については、平成22年4月1日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

II 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成20年省令第18号）

1 社会教育主事講習等規程の一部改正関係

社会教育主事講習の受講資格に関して、法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間の合計を「4年以上」から「2年以上」とすること。（第2条関係）

2 図書館法施行規則の一部改正関係

ア 司書の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や学芸員その他の一定の職を加えることに伴い、司書講習の受講資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第2条関係）

イ 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とするに伴い所要の改正を行うこと。（第3条及び第11条関係）

3 博物館法施行規則の一部改正関係

ア 学芸員の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や司書その他の一定の職を加えることに伴い、学芸員の試験認定の受験資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第5条関係）

4 施行期日等

ア この省令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

Ⅲ 改正告示の概要

1 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正関係（平成20年告示第89号）

ア 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職として以下の職を追加又は削除すること。（一関係）

- ① 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職を削除すること。
- ② 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。
- ③ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

イ 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして以下の業務を追加すること。（二関係）

- ① アの②と同様の改正を行うこと。
- ② アの③と同様の改正を行うこと。

ウ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。（附則関係）
- ② その他所要の改正を行うこと。

2 司書補の職と同等以上の職の指定関係（平成20年告示第90号）

ア 図書館法第5条第1項第3号ハに規定する司書補の職と同等以上の職として以下の職を指定すること

- ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ② 地方公共団体の教育委員会において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ③ 学校において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ④ 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ⑤ 社会教育主事の職
- ⑥ 学芸員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

3 学芸員補の職に相当する職等の指定の一部改正関係(平成20年告示第91号)

ア 博物館法第5条第2項に規定する学芸員補の職と同等以上の職として以下の職を追加すること。

- ① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 大学共同利用機関法人, 独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集, 保管, 展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- ② 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集, 保管, 展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部改正関係(平成20年告示第92号)

所要の改正を行うこと。

第三 留意事項

1 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等について(社会教育法第5条第15号, 図書館法第3条第8号, 博物館法第3条第1項第9号)

各号で規定している「教育活動その他の活動」とは、具体的には、例えば、学校における「学校支援地域本部事業」(※)として行われるボランティア等による支援活動, 図書館における子どもへの読み聞かせ活動, 博物館における展示解説活動などが挙げられる。

このような活動の機会を提供する事業の実施については、社会の要請や地方公共団体や各教育機関における必要性などの観点から、最終的には教育委員会が、学校長や社会教育施設の長の判断を尊重しつつ、判断するものである。したがって、学校、社会教育施設及び教育委員会は、このような活動の機会の提供に関する地域住民等の要望についても、これを受け入れるか否かを適切に判断することに留意すること。

※学校支援地域本部事業：平成20年度より新たに実施している地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する事業で、例えば、地域住民等の協力を得て、授業や部活動指導、校内環境整備、学校図書館の読書活動など学校における教育活動を支援する。

2 公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価及び改善について(社会教育法第32条, 図書館法第7条の3, 博物館法第9条)

公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については、第一義的には評価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協

議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと。

3 社会教育委員の役割について（社会教育法第13条）

本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わらないこと。したがって、引き続き各地方公共団体においては、社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言、指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう留意すること。

4 図書館協議会及び博物館協議会の委員について（図書館法第15条、博物館法第21条）

図書館協議会及び博物館協議会は、地域住民をはじめとする利用者の声を十分に反映して運営を行うために設置するものであり、地域の実情に応じて多様な人材の参画を得るよう努めること。なお、今回の改正で追加された「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に携わっている者等が想定される。これらの者を委嘱するか否かは、他の委員の構成や各館の目的・使命や地域の状況等を踏まえ、設置者である各教育委員会が適切に判断することに留意すること。

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて（図書館法第3条第1号、博物館法第2条第3項）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

14 「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について（通知）

平成20年7月25日 20文科生第423号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成10年3月31日生涯学習局長裁定。以下「裁定」という。）により取り扱ってきたところです。

この度、補助金等適正化中央連絡会議において、地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすこと（包括承認制）などが決定されました（別添1）。

これを踏まえ、文部科学省においても、「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」を制定しました（別添2）。これにもとづき、標記載定を別添のとおり改正しましたので、域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。

また、公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付を受けて建設した施設についても、別添2の「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」が適用されることについても、あわせて域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、公立社会教育施設整備費補助金は、既に平成9年度（沖縄県は平成10年度）に廃止されていますので、ご注意ください。

(別添 1) 補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について

平成20年 4 月 10 日 財計第1087号
補助金等適正化中央連絡会評議員文部科学省大臣官房長あて
補助金等適正化中央連絡会議長財務事務次官通知

平成20年 3 月 28 日に開催された第63回補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」を議題として協議し、幹事を通じて各評議員の意見を聴いたところ、格別の御異議もなく了承されたので、幹事会における協議事項を補助金等適正化中央連絡会議の決定事項としたことを通知します。

なお、決定事項の内容は、別紙「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」記載のとおりです。

(別紙) 平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について

平成20年度の補助金等予算の執行に当たっては、その適正を確保するため下記により実施する。

記

1. 補助内容、補助条件等の明確化について

補助金等予算の執行の適正化に資するため、別紙に掲げる補助金等を指定補助金とし、例年どおり交付決定前に経費の費目、算定基準、交付決定通知書、交付要綱等について各省各庁と主計局と協議して決定する。

2. 補助金等予算の適正な執行について

補助金等予算の執行については、従来から各省各庁において、その適正かつ効率的な執行の確保に努めてきたところであるが、毎年、会計検査院の検査報告に不当事項等の事例が指摘されている。

各省各庁は、補助事業者等に対し、各種の通達や会議、研修等を通じ、指摘された不当事項等の周知徹底等を図るとともに、その再発防止の為の措置を早急に講じ、一層の指導の徹底、強化を行い、補助金等予算の執行について不当事項等の指摘を受けることのないよう努めるものとする。

また、公益法人を含め、民間団体等を対象とする補助金等については、行政評価・監視に基づく勧告が二次にわたって行われたところであるが、引き続き、関係法令や補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年 8 月 15 日閣議決定）等を厳正に適用し、適正かつ効率的な執行の確保に一層努めるものとする。

(別紙) 補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的に分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 1 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 2 概ね10年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、1と同様とする。

(別添2)文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)

平成20年6月16日 20文科会第189号

文教施設企画部長, 生涯学習政策局長, 初等中等教育局長

高等教育局長, 科学技術・学術政策局長, 研究振興局長

研究開発局長, スポーツ青少年局長, 国際統括官, 文化庁長官あて

文部科学省大臣官房会計課長通知

標記のことについて, 別添のとおり, 文部科学省所管一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので, 通知いたします。

各部局長におかれては, 原則として, この承認基準に基づき対応いただくようお願いします。

なお, 各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は, 引き続き当該基準に従って対応いただくとともに, 本承認基準の制定後, 特段の事情により必要がある場合には, 別に各部局長が本承認基準の特例を定めることができるものとするので, 適切に対応いただくようお願いします。

(別添) 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。)の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

(注2) 一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合
- ② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に

資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するものうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けずに当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

別紙1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名 印

〇〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*）、次のとおりの処分について承認を求めます。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分 (抵当権の設定))

2 処分の概要

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|----------|-------|
| ①補助事業者 | ②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ) | ③補助対象財産名 | ④所在地 | | |
| | | | | | |
| ⑤補助対象財産種別 | ⑥建物構造 | ⑦処分に係る建物延面積 | ⑧建物延面積の全体 | ⑨定員 | |
| | 造 | m ² | m ² | 名 | |
| ⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額) | ⑪国庫補助額全体 | ⑫総事業費 | ⑬国庫補助年度 | ⑭処分制限期間 | ⑮経過年数 |
| 円 | 円 | 円 | 年度 | 年 | 年 |
| ⑯処分の内容 | | | | ⑰処分予定年月日 | |
| | | | | | |
| ⑱譲渡予定額 (譲渡の場合) | | | | | |
| 円 | | | | | |

3 経緯及び処分の理由

| |
|--|
| |
|--|

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

- 1 地方公共団体 (1)
- 2 地方公共団体以外の者 (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面 (国庫補助対象部分, 面積を明記したもの), 仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画 (担保に供する処分の場合)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙2

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 名 印

〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の連座化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*）、次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類（転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄）

2 処分の概要

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|----------|-------|
| ①補助事業者 | ②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ) | ③補助対象財産名 | ④所在地 | | |
| | | | | | |
| ⑤補助対象財産種別 | ⑥建物構造 | ⑦処分に係る建物延面積 | ⑧建物延面積の全体 | ⑨定員 | |
| | 造 | m ² | m ² | 名 | |
| ⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額) | ⑪国庫補助額全体 | ⑫総事業費 | ⑬国庫補助年度 | ⑭処分制限期間 | ⑮経過年数 |
| 円 | 円 | 円 | 年度 | 年 | 年 |
| ⑯処分の内容 | | | | ⑰処分予定年月日 | |
| | | | | | |

3 経緯及び処分の理由

| |
|--|
| |
|--|

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

(別添) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について

平成10年3月31日
生涯学習局長裁定
平成20年7月25日改正

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として、次によるものとする。

- 1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとする。
- 2 有償譲渡及び有償貸付を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うとともに、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件をいう。）を付さない。
ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。
- 3 なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。
- 4 有償譲渡又は有償貸付を行う場合は、原則どおり、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとし、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。
- 5 この改定は、平成20年7月25日から適用する。

(別添) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領

- 1 目的
 - (1) この事務処理要領は、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成20年7月25日付け生涯学習局長裁定（以下「裁定」という。））に係る事務取扱の適正な執行を確保することを目的とする。
 - (2) 財産処分の事務処理については、裁定に定めるもののほか、この事務処理要領によるものとする。

2 対象とする施設

裁定において、対象となる施設は、「公立社会教育施設整備費補助金」により整備した社会教育施設を対象とする。

3 申請書又は報告書の提出時期

財産処分を行おうとする者は、原則として当該処分を行う前に様式1による財産処分申請書又は様式2による財産処分報告書を提出しなければならない。

なお、災害等で被災した場合にあっては、事後速やかに提出するものとする。

4 経由機関

- (1) 市町村が申請書又は報告書を提出しようとする場合は、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。
- (2) この場合において、都道府県教育委員会は意見を付するものとする。

5 附 則

この要領は、平成20年7月25日から適用する。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

| 施 設 名 | 補助年度 | 構 造 | 補助面積 | 補助金額 | 処分内容 | 処分子定月日 | 備 考 |
|-------|------|-----|-----------------------|-----------|------|--------|-----|
| | | | m ² () | 千円 () | | | |

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由について、記入すること。

- 3 都道府県教育委員会は、当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分報告書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等」（平成10年3月31日 生涯学習局長裁定）（以下、「裁定」という。）により報告します。

記

1 処分の内容

| 施 設 名 | 補助年度 | 構 造 | 補助面積 | 補助金額 | 処分内容 | 処分予定月日 | 備 考 |
|-------|------|-----|-----------------------|-----------|------|--------|-----|
| | | | m ² () | 千円 () | | | |

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R C・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯，処分の理由について記入すること。

- 3 都道府県教育委員会は，当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

15 図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平成21年4月30日 21文科生6175号

各都道府県教育委員会，各指定都市教育委員会，各都道府県知事
各指定都市市長，各国公立大学長，各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長，大学を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長，文部科学省が所管する関係独立行政法人の長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、「図書館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第21号）が、別添1のとおり平成21年4月30日に公布され、22年4月1日から施行されることになりました（一部24年4月1日施行）。

また、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第22号）及び「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」（平成21年文部科学省令第20号）も同日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。

改正の概要及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理をお願いします。

なお、これらの省令改正に伴い、社会教育主事の講習及び司書の講習において修得すべき科目に相当する学修並びに学芸員資格認定の試験認定の試験科目において試験を免除する学修の指定に関する告示についても、おって改正を行う予定であることを申し添えます。

司書及び学芸員の養成に当たる大学等においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、今後の司書及び学芸員の養成に係る教育内容・教育方法の一層の改善・充実に努めるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会、所管の学校及び社会教育施設その他の教育機関に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

改正した省令の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

I 図書館法施行規則の一部を改正する省令

1 概要

「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（平成21年2月これからの図書館の在り方検討協力者会議）等の提言内容を踏まえ、社会教育施設の中でも利用度の高い「地域の知の拠点」としての図書館を支える司書が、地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における

司書養成課程及び司書講習における養成科目の改善・充実を図る。

2 改正内容

(1) 図書館に関する科目及び単位数について

- ① 図書館に関する科目及び単位数を省令に新たに規定したこと。(第1条第1項関係)
- ② 図書館に関する科目及び単位数を整備し、司書となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと。(第1条第1項の表関係)

| | | |
|---------------|-----------|-----|
| 甲群 (必修) | 生涯学習概論 | 2単位 |
| | 図書館概論 | 2単位 |
| | 図書館制度・経営論 | 2単位 |
| | 図書館情報技術論 | 2単位 |
| | 図書館サービス概論 | 2単位 |
| | 情報サービス論 | 2単位 |
| | 児童サービス論 | 2単位 |
| | 情報サービス演習 | 2単位 |
| | 図書館情報資源概論 | 2単位 |
| | 情報資源組織論 | 2単位 |
| | 情報資源組織演習 | 2単位 |
| 乙群 (2科目選択) | 図書館基礎特論 | 1単位 |
| | 図書館サービス特論 | 1単位 |
| | 図書館情報資源特論 | 1単位 |
| | 図書・図書館史 | 1単位 |
| | 図書館施設論 | 1単位 |
| | 図書館総合演習 | 1単位 |
| | 図書館実習 | 1単位 |

- ③ 司書の資格の取得を希望する者が、図書館に関する科目の一部を他大学や司書講習において既に修得している場合には、大学の裁量により代替できることを規定したこと。(第1条第2項関係)
 - ④ 各科目のねらい・内容については、別添2(「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」別紙2)を参考にされたい。
- (2) 講習の単位の計算方法
- ① 司書及び司書補の講習における単位の計算方法の整備を行ったこと。(第7条関係)
- (3) 講習の委嘱
- ① 文部科学大臣が大学に司書及び司書補の講習を委嘱する要件について規定の整備を図ったこと。(第10条関係)
- (4) 施行期日及び経過措置について(附則関係)
- ① この省令は、平成22年4月1日から施行すること。ただし、新たな図書館に関する科目(13科目24単位)の施行及び科目・単位数の増加に関連する規定については24年4月1日から施行する

こと。

- ② 平成22年4月1日から24年3月31日までは図書館に関する科目を次のとおりとすること。

| | | |
|---------------|--------------|-----|
| 甲群 (必修) | 生涯学習概論 | 1単位 |
| | 図書館概論 | 2単位 |
| | 図書館経営論 | 1単位 |
| | 図書館サービス論 | 2単位 |
| | 情報サービス概説 | 2単位 |
| | 児童サービス論 | 1単位 |
| | レファレンスサービス演習 | 1単位 |
| | 情報検索演習 | 1単位 |
| | 図書館資料論 | 2単位 |
| | 専門資料論 | 1単位 |
| | 資料組織概説 | 2単位 |
| | 資料組織演習 | 2単位 |
| 乙群 (2科目選択) | 図書及び図書館史 | 1単位 |
| | 資料特論 | 1単位 |
| | コミュニケーション論 | 1単位 |
| | 情報機器論 | 1単位 |
| | 図書館特論 | 1単位 |

- ③ 平成22年4月1日前に図書館に関する科目を修得した者は、22年4月1日以降も図書館に関する科目（以下「経過科目」という。）の単位を修得したものとみなすこと。
- ④ 平成22年4月1日から24年3月31日までに、経過科目の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（14科目20単位）を修得した者については、24年4月1日以後も図書館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（13科目24単位）を修得したものとみなすこと。
- ⑤ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに経過科目のうち、司書となる資格に必要なすべての単位（14科目20単位）を修得した者は、新科目の司書となる資格に必要なすべての単位（13科目24単位）を修得したものとみなすこと。
- ⑥ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなすこと。ただし、経過科目の「専門資料論」の単位を修得した者が新科目の「図書館情報資源特論」を修得した場合はこの限りでないこと。

| 新 科 目 | | 経 過 科 目 | |
|-----------|-----|----------|-----|
| 生涯学習概論 | 2単位 | 生涯学習概論 | 1単位 |
| 図書館概論 | 2単位 | 図書館概論 | 2単位 |
| 図書館制度・経営論 | 2単位 | 図書館経営論 | 1単位 |
| 図書館サービス概論 | 2単位 | 図書館サービス論 | 2単位 |
| 情報サービス論 | 2単位 | 情報サービス概説 | 2単位 |

| | | | |
|-----------|-----|--------------|-----|
| 児童サービス論 | 2単位 | 児童サービス論 | 1単位 |
| 情報サービス演習 | 2単位 | レファレンスサービス演習 | 1単位 |
| | | 情報検索演習 | 1単位 |
| 図書館情報資源概論 | 2単位 | 図書館資料論 | 2単位 |
| 情報資源組織論 | 2単位 | 資料組織概説 | 2単位 |
| 情報資源組織演習 | 2単位 | 資料組織演習 | 2単位 |
| 図書館情報資源特論 | 1単位 | 専門資料論 | 1単位 |

- ⑦ 平成24年4月1日前から引き続き大学に在学し、当該大学を卒業するまでに新科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、経過科目の乙群の科目の単位を修得したものとみなすこと。
- ⑧ 平成22年4月1日以後に附則第6項の表中経過科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなすこと。
- ⑨ 平成22年4月1日以後に経過科目の乙群の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、24年4月1日以後に新たに司書となる資格を得ようとする場合には、既に修得した経過科目の単位は、新科目の乙群の単位とみなす。
- ⑩ 既に司書の講習を修了した者の司書となる資格については、なお従前の例によること。
- ⑪ 平成24年4月1日前に司書の講習の科目の単位を修得した者については、附則第8項及び第9項の規定を準用すること。

II 博物館法施行規則の一部を改正する省令

1 概要

「学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）」（平成21年2月これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）等の提言内容を踏まえ、人々の知的関心に応える「地域文化の中核的拠点」としての博物館を支える学芸員が、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における学芸員養成課程における養成科目の改善・充実を図る。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、学芸員資格認定の受験資格等について、所要の整備を行う。

2 改正内容

(1) 博物館に関する科目及び単位数について

- ① 大学における博物館に関する科目及び単位数を整備し、学芸員となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと。（第1条の表関係）

| | |
|--------|-----|
| 生涯学習概論 | 2単位 |
| 博物館概論 | 2単位 |
| 博物館経営論 | 2単位 |
| 博物館資料論 | 2単位 |

| | |
|-------------|-----|
| 博物館資料保存論 | 2単位 |
| 博物館展示論 | 2単位 |
| 博物館教育論 | 2単位 |
| 博物館情報・メディア論 | 2単位 |
| 博物館実習 | 3単位 |

- ② 改正前の博物館学や博物館学各論といった統合科目の規定を削除したこと。
- ③ 各科目のねらい・内容については、別添3（「学芸員養成の充実方策について（第2次報告書）」別紙2）を参考にされたい。
- ④ 博物館実習に関する規定を独立させたこと。また、博物館実習における事前及び事後の指導の単位数を削除したこと。（第2条第1項及び第2項関係）
- (2) 試験認定における受験資格について
- ① 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者で学芸員補の職（博物館法第5条に規定する職を含む。以下同じ。）にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「3年」以上から「2年」以上に短縮したこと。（第5条第2号関係）
- ② 教育職員の普通免許状を有し、教育職員の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「3年」以上から「2年」以上に短縮したこと。（第5条第3号関係）
- ③ 学芸員補の職にあった者が、試験認定を受けるために必要な実務経験年数を、「5年」以上から「4年」以上に短縮したこと。（第5条第4号関係）
- ④ 受験要件としての学歴に、専門学校4年制課程の修了者等が含まれることを明記するなど所要の整備を行ったこと。（第25条～第29条関係）
- (3) 試験認定における試験科目について
- ① 試験認定における試験科目を次のとおりとしたこと。（第6条第3項関係）

| | 試験科目 | 試験認定の必要科目 |
|------|--|--------------------------|
| 必須科目 | 生涯学習概論 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館資料保存論 博物館展示論 博物館教育論 博物館情報・メディア論 | 左記科目の全科目 |
| 選択科目 | 文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物 理 化 学 | 左記科目のうちから受験者の選択する 2科目 |

| | | |
|--|-----------|--|
| | 生物学 地学 | |
|--|-----------|--|

- ② 改正前の博物館学に課せられていた口述試験を廃止したこと。
- (4) 審査認定の名称及び受験資格について
- ① 「無試験認定」の名称を「審査認定」に改めたこと。(第9条関係)
- ② 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験を必要としたこと。(第9条第1号関係)
- ※ 「学芸員補の職」には、博物館相当施設、教育委員会、学校及び社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職並びに社会教育主事及び司書が含まれる。
- ③ 大学において博物館に関する科目に関し2年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験として、2年以上の学芸員補の職の経験を必要とし、生涯学習概論の担当者を対象から除いたこと。(第9条第2号関係)
- ④ 学芸員補の職にあった者が審査認定を受けるために必要な実務経験を、学歴に応じて、次のとおり区分したこと。(第9条第3号関係)
- (i) 学士の学位を有する者は、4年以上の学芸員補の職
- (ii) 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者は、6年以上の学芸員補の職
- (iii) 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学できる者は、8年以上の学芸員補の職
- (iv) 上記以外の者は、11年以上の学芸員補の職
- ⑤ 受験要件としての学歴に、海外における相当の学歴が含まれることを明記するなど所要の整備を行ったこと。(第25条～第29条関係)
- (5) 学芸員資格認定の合格者について
- ① 試験科目の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について免除を受けた者を含む。)を「筆記試験合格者」としたこと。
- また、筆記試験合格者が、1年間学芸員補の職を経験し、文部科学大臣が認定した者を「試験認定合格者」と位置づけたこと(第12条第1項関係)。
- ② 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書を文部科学大臣に提出することとしたこと(第12条第2項関係)。
- ③ 「無試験認定合格者」を「審査認定合格者」としたこと(第13条関係)。
- (6) 学芸員資格認定の受験の手続について
- ① 受験手続の際の提出書類等について所要の整備を行ったこと(第11条関係)。
- (7) 学芸員資格認定の手数料について
- ① 試験認定の試験科目の全部を免除する者について、800円の手数料を納付することとしたこと(第16条関係)。
- (8) 学芸員資格認定に関する別記様式について
- ① 「試験認定合格申請書」、「筆記試験合格証書」及び「筆記試験合格証明書」の様式を新たに定めるなど、所要の整備を行ったこと。
- (9) 施行期日及び経過措置について(附則関係)
- ① この省令は、平成24年4月1日から施行すること。

- ② この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなすこと。
- ③ この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなすこと。
- ④ この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなすこと。

| 新 科 目 | | 旧 科 目 | |
|-------------|------|------------|------|
| 生涯学習概論 | 2 単位 | 生涯学習概論 | 1 単位 |
| 博物館概論 | 2 単位 | 博物館概論 | 2 単位 |
| 博物館経営論 | 2 単位 | 博物館経営論 | 1 単位 |
| 博物館資料論 | 2 単位 | 博物館資料論 | 2 単位 |
| 博物館教育論 | 2 単位 | 教育学概論 | 1 単位 |
| 博物館情報・メディア論 | 2 単位 | 博物館情報論 | 1 単位 |
| | | 視聴覚教育メディア論 | 1 単位 |
| 博物館実習 | 3 単位 | 博物館実習 | 3 単位 |
| 博物館概論 | 2 単位 | 博物館学 | 6 単位 |
| 博物館経営論 | 2 単位 | 視聴覚教育メディア論 | 1 単位 |
| 博物館資料論 | 2 単位 | | |
| 博物館情報・メディア論 | 2 単位 | | |
| 博物館経営論 | 2 単位 | 博物館学各論 | 4 単位 |
| 博物館資料論 | 2 単位 | 視聴覚教育メディア論 | 1 単位 |
| 博物館情報・メディア論 | 2 単位 | | |

- ⑤ 次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する新科目の欄に掲げる科目の単位を修得したとみなすこと。

| 旧 科 目 | | 新 科 目 | |
|------------|------|-------------|------|
| 生涯学習概論 | 1 単位 | 生涯学習概論 | 2 単位 |
| 博物館概論 | 2 単位 | 博物館概論 | 2 単位 |
| 博物館経営論 | 1 単位 | 博物館経営論 | 2 単位 |
| 博物館資料論 | 2 単位 | 博物館資料論 | 2 単位 |
| 博物館情報論 | 1 単位 | 博物館情報・メディア論 | 2 単位 |
| 視聴覚教育メディア論 | 1 単位 | | |
| 博物館実習 | 3 単位 | 博物館実習 | 3 単位 |
| 博物館学 | 6 単位 | 博物館概論 | 2 単位 |
| | | 博物館経営論 | 2 単位 |

| | | | |
|------------|-----|-------------|-----|
| | | 博物館資料論 | 2単位 |
| 博物館学 | 6単位 | 博物館概論 | 2単位 |
| 視聴覚教育メディア論 | 1単位 | 博物館経営論 | 2単位 |
| | | 博物館資料論 | 2単位 |
| | | 博物館情報・メディア論 | 2単位 |
| 博物館学各論 | 4単位 | 博物館経営論 | 2単位 |
| | | 博物館資料論 | 2単位 |
| 博物館学各論 | 4単位 | 博物館経営論 | 2単位 |
| 視聴覚教育メディア論 | 1単位 | 博物館資料論 | 2単位 |
| | | 博物館情報・メディア論 | 2単位 |

- ⑥ この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目の全部に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目の全部に合格したものとみなすこと。
- ⑦ この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したとみなすこと。

| 旧試験科目 | 新試験科目 |
|--------------------|--|
| 生涯学習概論 | 生涯学習概論 |
| 博物館学 | 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 |
| 博物館学 視聴覚教育メディア論 | 博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論 |
| 文化史 | 文化史 |
| 美術史 | 美術史 |
| 考古学 | 考古学 |
| 民俗学 | 民俗学 |
| 自然科学史 | 自然科学史 |
| 物理 | 物理 |
| 化学 | 化学 |
| 生物学 | 生物学 |
| 地学 | 地学 |

Ⅲ 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

1 概要・改正内容

図書館法施行規則及び博物館法施行規則の改正に合わせ、条文整理を行うとともに、社会教育主事

の講習における単位の計算方法の整備を行う。

IV 留意事項

1 共通事項

- (1) 司書養成課程または学芸員養成課程を有する大学等においては、司書または学芸員の専門的な知識・技術の向上の観点から、専門の研究分野に関する科目の充実に努めるとともに、法定科目・単位にとどまらない多様な内容の科目の開講や創造的なカリキュラムの構築に努めること。
- (2) 大学において開講する科目名については、省令上の科目名ではなくても差し支えないこと。また、科目のねらい・内容（別添2・3）を網羅しているのであれば、大学の事情により、科目を統合・分割することも差し支えないが、適切ではない科目の読み替えは厳に慎むこと。
- (3) 複数の学部等で司書養成課程または学芸員養成課程を有している大学等においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して司書または学芸員養成の体系化を図ることが望ましいこと。
- (4) 司書養成課程を有する大学等においては、従前どおり「図書館に関する科目」に係る所要の専任教員を配置するよう努めること。また、学芸員養成課程を有する大学等においては、「博物館に関する科目」に係る専任教員の確保・配置に努めること。
- (5) 司書及び学芸員は、それぞれ図書館法第4条及び博物館法第4条に基づく図書館及び博物館に置かれる専門的職員であることにかんがみ、図書館及び博物館の設置者においては、専門的職員にふさわしい処遇となるよう配慮すること。
- (6) 大学において司書または学芸員の資格を取得した場合には、学生等の就職等の便宜や必要性を考慮して、各大学において修了証書又は資格取得証明書を発行するよう配慮すること。

なお、複数の大学等で単位を修得し、資格を取得した者については、「司書資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社社第47号・社会教育局長通知）及び「学芸員資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社社第48号・社会教育局長通知）を廃止し、今後は文部科学省において資格証明書を発行する予定であること。

2 図書館法施行規則に関する留意事項

- (1) 図書館に関する科目は、講義科目については1単位あたり15時間、演習科目については1単位あたり30時間を想定しているため、大学が科目を開講する際には必要な時間数を確保することに努めること。
- (2) 図書館に関する科目のうち乙群の科目については、大学の事情により、最低2科目を開講すればよいこと。
- (3) 経過科目の「専門資料論」については、新科目に相当する科目がないことから、未修得の学生がいる場合には、当該者に不利益がないよう平成24年4月1日以降も引き続き開講することについて配慮すること。また、平成24年4月1日以降に全ての科目を新科目に移行する場合であっても、専門資料論を読み替えできるよう、「図書館情報資源特論」を開講することについて配慮すること。
- (4) 経過科目の「図書及び図書館史」及び「資料特論」は、それぞれ新科目の「図書・図書館史」及び「図書館情報資源特論」と内容がほぼ同一であるため、重複して乙群2科目とはみなさないこと。
- (5) 司書の講習を受けることができる者の「法附則第10項の規定により大学に含まれる学校」を卒業

した者に専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条第一項に規定する基準を満たすものに限る。）を修了した者や、外国において学校教育における14年の課程を修了した者等も含まれるものであること。

3 博物館法施行規則に関する留意事項

- (1) 博物館実習については、別途送付する「博物館実習ガイドライン」を参考に、実習が真に効果的なものとなるよう、各大学と博物館が連携・協力して実施すること。その際、大学等有する学術標本や研究資料等の資源を、博物館実習等において積極的に活用することに努めること。
- (2) 審査認定の学識及び業績の審査に当たっては、本改正省令施行後は、学芸員としての意欲、態度及び向上心を確認するための面接を実施する予定であること。

16 専修学校専門課程の修了者等の司書講習における取扱いについて

〔平成23年6月9日 事務連絡
〔各司書講習実施大学 学務・教務担当課あて 文部科学省生涯学習政策局社会教育課〕〕

標記のことについては、「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成21年4月30日付21文科生第6175号）IV-2（5）において、「司書の講習を受けることができる者の「法附則第10項の規定により大学に含まれる学校」を卒業した者に、専修学校の専門課程（2年以上、1700時間以上の課程）を修了した者や、外国において学校教育における14年の課程を修了した者等も含まれるものであること。」と示しているとおおり、これらの者にも司書講習の受講資格を認めているところです。

ただし、これらの者が司書となる資格を得るためには、図書館法第5条第1項第3号の規定に基づき、司書補の職と同等以上の職における職務経験が3年間以上必要となりますのでご注意ください（外国において学校教育における14年の課程を修了した者も同様）。

なお、各省庁大学校卒業者のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構に申請して学士の学位を取得した者（取得予定の者を含む）については、学校教育法施行規則第155条第1項第1号（大学の専攻科又は大学院への入学資格）を踏まえ、大学卒業者と同等に取り扱うこととしています。上記以外の大学校卒業者の場合は（司書補と同等の職による実務経験がない限り）司書講習の受講資格はありませんので、あわせてご留意願います。

17 学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

平成26年 7 月29日 26文科初第522号

各都道府県教育委員会，各指定都市教育委員会，各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長通知

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が平成26年6月27日法律第93号をもって公布されました。

この法律改正は、学校教育における言語活動や探究的な活動，読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする等とするものです。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法の趣旨に添って、学校司書の配置の促進に努めるとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校・域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、周知方お願いします。

記

1. 改正法の趣旨

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められている。これらの活動の充実のためには、学校図書館が利活用できるよう、整備を進めることが重要である。

改正法は、この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭と連携しながら、その機能向上の役割を担う専ら学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くように努めること等について定めるものである。

また、改正法の採決に当たっては、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、附帯決議が付されたところである。

2. 改正法の概要

（1）学校司書に関すること（第6条関係）

- ① 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないこととした。（第1項関係）
- ② 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講

ずるよう努めなければならないこととした。(第2項関係)

(2) 施行期日等(附則関係)

- ① 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第2項関係)
- ② この法律は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

3. 留意事項

- (1) 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。
- (2) 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。
- (3) 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。
- (4) 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

(別添1)

学校図書館法の一部を改正する法律要綱

第1 学校司書(第6条関係)

- 1 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」という。)を置くよう努めなければならないこと。
- 2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

第2 施行期日等(附則関係)

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別添 2)

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和28年法律第185号）の一部を次のように改正する。

第7条中「国は」の下に「、第6条第2項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第6条第1項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(別添3)

学校図書館法の一部を改正する法律 新旧対照表

○学校図書館法(昭和28年度法律第185号)

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>(学校司書)</u></p> <p><u>第6条</u> 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、<u>児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 国及び地方公共団体は、<u>学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> | <p>(新設)</p> <p>(設置者の任務)</p> <p><u>第6条</u> 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> |
| <p>(設置者の任務)</p> <p><u>第7条</u> 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> <p>(国の任務)</p> <p><u>第8条</u> 国は、<u>第6第2項に規定するもののほか</u>、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、<u>次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。3 <u>前2号に掲げるもののほか</u>、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。 | <p>(設置者の任務)</p> <p><u>第6条</u> 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。</p> <p>(国の任務)</p> <p><u>第7条</u> 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、<u>下の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。2 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。3 <u>前各号に掲げるものの外</u>、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。 |

(別添 4)

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 1 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。
- 2 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう努めること。
- 3 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。
- 4 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつつ、検討を行うこと。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
- 6 平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行うこと。

(別添 5)

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成26年6月19日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1. 政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。
2. 政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。
3. 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。
4. 政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校図書館の教育的役割を十分に考慮したり位置付け、職務の在り方、配置の促進、資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。
5. 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。
6. 政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教

諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。

7. 政府は、司書教諭及び学校司書について、平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

上決議する。